

総務文教委員会

令和7年2月25日（火）

時 分～時 分

第 1 委 員 会 室

【委員】 芦谷委員長、沖田副委員長、村武委員、岡本委員、永見委員、西田委員

【執行部】

（総務部） 山根総務部長、末岡総務課長、森井総務課総務管理係長

（地域政策部） 田中地域政策部長、岸本政策企画課長

（教育委員会） 草刈教育部長、藤井教育総務課長

（消防本部） 赤岸消防長、大橋総務課長

【事務局】 松井書記

【議 題】

- 1 所管事務調査事項について
- 2 3月5日（水）の委員会審査日程等について
- 3 その他
- 4 行政視察レポートについて（委員間で協議）
- 5 ぎかいポストに寄せられた意見等への対応について（委員間で協議）
- 6 重要案件の意見交換会の案件見直しについて（委員間で協議）
- 7 議会による事務事業評価の実施事業選出について（委員間で協議）

令和7年3月5日（水）10時開催の総務文教委員会における予定議題

- 1 請願審査
 - (1) 請願第13号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規程（再審法）の改正を求める意見書」の提出について
- 2 陳情審査
 - (1) 陳情第156号 市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情について
- 3 議案第2号 浜田市公告式条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第4号 浜田市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第5号 浜田市まちづくりセンター条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第6号 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 7 議案第7号 浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 8 議案第9号 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 9 議案第10号 浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 10 議案第11号 浜田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 11 議案第12号 浜田市職員の退隠料、退職給与金、扶助料及び死亡給与金に関する条例等を廃止する条例について
- 12 議案第20号 浜田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 13 同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 14 執行部報告事項
- 15 所管事務調査
- 16 その他

2025年(令和7)2月12日

浜田市議会
議長 笹田 卓 様

日本国民救援会島根県本部
会長 大國 久美子
〒699-0721
出雲市大社町修理免

国に対し、「刑事訴訟法の再審規程（再審法）
の改正を求める意見書」の提出を求める請願

【請願の趣旨】

無実の人が、犯罪者として処罰を受ける「えん罪被害者」を救済するためにある再審の規定について、次の事項について改正を求める意見書を国へ提出していただきたくお願いいたします。

- 1 再審のためのすべての証拠の開示を制度化すること
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること

【請願の理由】

罪を犯していない人が、犯罪者として刑罰を受けるえん罪は、その人の人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性をも失わせるものです。再審とは、えん罪から無実の人を救済するための最後の手段として、確定した裁判をやりなおす制度です。

再審制度は、刑事訴訟法の中の「第4編 再審」435条から453条までの19の条文しかありません。しかも、戦後に日本国憲法39条（二重の処罰の禁止）を受けて不利益再審の規定を削除しただけで、そのほかの条文は1922年(大正11)に制定されたまま今日に至っています。再審の手続き、審理の方法、証拠の取扱いなどの重要な規定がないため、担当する裁判官の姿勢による「再審格差」が生まれているのが現状です。手続きやルールが定められていないことで、えん罪被害者が救済されないことはあってはなりません。

現状の再審の規定のなかで、とりわけ「証拠の開示」と「検察官の不服申立ての禁止」の規定が求められています。

（すべての証拠の開示）

裁判は証拠にもとづいて事実の認定を行います。えん罪をなくすためには、証拠をすべて開示させる制度が欠かせません。また、再審請求審では確定審までに提出されなかった新しい証拠によって無罪を立証しなければならないため、証拠の開示はとても重要です。

しかし、証拠のほとんどは強制捜査権をもつ警察・検察が持っており、有罪を覆すおそ



れのある証拠が隠されたまま有罪が確定してしまうことが後をたちません。えん罪被害者を救済するための再審では、すべての証拠を開示させる規定が特に重要です。

2010年（平成22）3月に再審無罪となった「松橋事件」では、弁護団が再審にむけて検察庁で証拠物の閲覧を行うなかで燃やしたはずの布切れを発見し、これが無実の証拠となりました。「湖東記念病院人工呼吸器事件」の確定審では、西山美香さんの自白以外には客観的証拠がないまま有罪となっていました。再審では2020年（令和2）3月に新証拠により、「亡くなった方の死因について致死的不整脈、遷延性低酸素状態による窒息によって死亡した可能性があり、本件は事件性が認められない」と無罪判決が出されました。

（検察官の不服申立ての禁止）

もう一つ、再審がすすまない大きな壁となっているのは、再審開始決定に対して検察が不服申立てをすることです。再審を求める人たちは、このために再審開始決定を得るまでに多大な労力と年月を奪われています。再審開始決定に不満があれば再審公判で主張することができます。再審開始決定について不服申立てを認める必要性はありません。

袴田事件では、2014年（平成26）3月の静岡地裁の再審開始決定に対する検察の不服申立てにより、2023年（令和5）3月に再審開始決定が確定するまで実に9年も要しました。名張毒ぶどう酒事件では、1964年（昭和39）の一審無罪判決、2005年（平成17）には再審開始決定を得ながら、検察の不服申立てにより再審に到達できぬまま奥西勝さんは89歳で無念の獄死を遂げられました。ほかにも、鹿児島・大崎事件では再審開始決定が3度出されながら、そのたびに検察が不服申立てを行ったことにより、再審が実現しないまま原口さんは今年97歳を迎えています。

以上、再審についてのルールがないためにえん罪被害者の救済が速やかに行われない現状は人道上問題であり、正していく必要があります。

2016年（平成28）「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」附則第9条3項に、再審事件に関する証拠開示について今後検討することが盛り込まれました。しかし、2018年（平成30）に協議会が一度開催されただけで進んでいません。

貴議会から国会へ「意見書」を提出していただくことは協議の進展や法改正に向け大きな力になるとるものと考え、請願するものです。

紹介議員

牛 尾 昭

いし 稔 宏

佐々木 豊 治

陳 情 番 号	156
付託先委員会	総務文教委員会
審 査 結 果 等	

市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」 「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情

令和7年 1月12日

浜田市議会議長 様

陳情者

住所： 東京都八王子市館町

氏名： 伊藤豪

「地域の治安を良くすること」

これは、自治体の重要な「使命」の一つです。

なぜなら、「犯罪」「いじめ」「児童虐待」「自殺」「死亡事故」等が多発する社会、
また、「失業者」や「ホームレス」等が救済されない社会であつたら、
人間が「幸せ」を感じるのは難しいからです。

私は、このような考えから、
「市民と共に『いじめ』『自殺』『児童虐待』『犯罪』等を減らす取り組み」について、
陳情したいと思います。



現状認識

現在の日本の治安は、いい状態とは言えません。

政府の発表によると、2023年に全国の小、中、高、特別支援学校で認知された「いじめ」の件数は732,568件です。これは、一日に約2,007件認知されたということです。

同じく2023年の全国の「自殺死亡者数」は、21,837人で、一日約60人が亡くなったということです。

2022年の全国の「児童虐待相談件数」は、214,843件で、一日約589件の相談があったということです。

2023年に全国で起きた「殺人事件」は、912件でした。一日平均、約2.5人が殺されたということです。

「強盗」は1,361件起きました。一日約3.7人の方が被害にあったということです。

「不同意性交等（強制性交等）」は2,711件で、一日約7.4人の方が被害にあっています。

多くの人は、このような状況に慣れてしまったせいかな、無関心でいますが、私は、これは異常な状態だと思っています。

特に、「自殺死亡者数」に関しては、G7の中で最も多いという、非常に残念な状況にあります。

多くの自治体は、これらの問題に対処するために、様々な取り組みをされていると思いますが、目立った成果は出ていないようです。

それどころか、これらの数値は、全て、前年と比べて増加しています。

私は、このような状況を改善するために、ある施策を考えましたので、是非、自治体の運営に取り入れていただきたいと思っています。

多くの人が苦しんでいる今の状況は、普通ではありません。放置してはいけないと思います。

治安を回復し、より良い社会を実現するために、是非、前向きに検討していただきたいと思っています。

提案（陳情内容）

私の提案は、次の2つです。

- 1：自治体が、その地域の「治安の状態」を数値化し、自治体のホームページや機関誌等で公表し、市民と共有する
- 2：「1で公表した数値を減らす方法」を考え、「数値目標」を決め、「実施計画」を立て、公表し、市民と協力して、それを行なう

以下、それぞれについて説明いたします。

- 1：自治体が、その地域の「治安の状態」を数値化し、自治体のホームページや機関誌等で公表し、市民と共有する

現在、日本政府は、治安に関する様々な統計データをネット上に公開していますが、私は、それらの中で、以下の17の項目の数値を減らすこと（人口増減は除く）が、「より良い社会」を実現する上で、特に重要だと考えています。

1：社会の状況 計9項目

自殺死亡者数、いじめの認知件数、児童虐待相談件数、死亡事故発生数、完全失業率、ホームレス数、離婚件数、ひとり親世帯数、人口増減数

2：犯罪の認知件数 計8項目

「強盗」認知件数、「殺人」認知件数、「不同意性交等（強制性交等）」認知件数、「不同意わいせつ（強制わいせつ）」認知件数、「窃盗犯」認知件数、「放火」認知件数、「略取誘拐・人身売買」認知件数、「来日外国人による刑法犯・特別法犯」総検挙件数

私の一つ目の提案は、これらを数値化し、図表をつくり、自治体のホームページや機関誌等で公表し、市民と共有することです。

ここで重要なのは、「市民と共有すること」です。

また、そのために必要なのは、ホームページや機関誌に掲載する等して、「市民がいつでも見られるようにしておくこと」、「定期的に公表し、しっかり伝えること」です。

積極的に情報を発信して、「治安の状態を市民と共有すること」が、とにかく重要です。

※これらの項目を数値化する理由については、後ほど補足で説明します。

※資料の後半に、東京都のこれらの項目を数値化した図表を参考として添付しています。

この取り組みのメリット

この施策には、主なメリットが5つあります。

メリット1：市民の「社会意識」が高まる

「地域の治安の状態」を数値化し、常に、自治体のホームページや機関誌等に掲載しておけば、その地域に住む全ての人が、自分が住んでいる地域の状態を、数値で確認することができます。

そのため、その地域に住む人が「地域の課題に関心を持つようになる」「社会意識が高まる」「地域に愛着を持つようになる」「地域の政治に関心を持つようになる」「地域に貢献するようになる」といったことが期待できます。

市民の社会意識が高まることは、自治体のあらゆる活動に、プラスに作用します。

メリット2：子供に、地域の課題を「自分ごと」として考えさせることができる

この取り組みを、地域の小・中・高校の道徳教育に取り入れれば、地域の子供に、子供の頃から、地域の課題を「自分ごと」として考えさせることができます。

このような教育を、子供の頃から継続して行なえば、子供の「社会意識」は、自然と高まると考えられます。

メリット3：自分が住んでいる地域の「良し悪し」が分かる

公表する数値は、「地域の良し悪しを判断する基準」になるので、政治に詳しくない人でも、その数値を見ることによって、自分が住んでいる地域が「いい状態か、悪い状態か」「良くなったか、悪くなったか」「他の地域と比べてどうか」等を知ることができます。

メリット4：地方政治に携わる人の「責任感」と「真剣さ」を高めることができる

この取り組みを全国の全ての自治体で行なえば、日本の全ての地域を数値で評価できるようになるので、地方政治に携わる全ての人の「責任感」と「真剣さ」を高めることができます。

メリット5：コストがかからず、リスクがない

17の項目は、全て政府と警察庁のホームページに掲載されているので、新たに調査する必要がありません。つまり、実施するにあたって、コストが、ほとんどかからず、リスクが、ほとんどないということです。

この取り組みのデメリット

デメリットというほどのことではありませんが、それぞれの数値を調べ、図表をつくり、公表する作業が必要になります。

これらの数値は、政府が都道府県別で、ネット上に公開していますが、市区町村別の数値は、一部の地域を除いて公表されていません。

ただ、集計は、市区町村ごとに行なわれているようなので、問い合わせることによって、知ることができると思います（東京都の犯罪の発生件数は、市区町村別で公表されています）。

また、以前、私が八王子市役所に、八王子市における「自殺死亡者数」「いじめの認知件数」「児童虐待相談件数」を問い合わせたところ、教育委員会の方針で、八王子市の数値は公表していないとのことでした。ただし、把握はしているとのことでした。

自治体によっては、一部の数値は公表しづらいのかもしれませんが、私は、むしろ積極的に公表するべきだと考えています。

なぜなら、「現状を知ること」なしに、改善することなどできないからです。治安を良くする上で、「現在の治安の状態を知ること」は、避けては通れないのです。

現状から目をそらさず、市民の幸せに直結するそれらの数値を公表し、市民と共有することこそ、誠実な態度なのです。

より良い社会を実現するために、是非、この重要な一步を踏み出してほしいと思います。

2：「1で公表した数値を減らす方法」を考え、「数値目標」を決め、「実施計画」を立て、公表し、市民と協力して、それを行なう

二つ目の提案は、一つ目の提案で説明した数値のすべて、もしくは一部の数値を減らす方法を考え、「数値目

標」を決め、「実施計画」を立て、公表し、市民と協力して、それを行なうというものです。

ここで重要なのは、「数値目標」「実施計画」「具体的な取り組み」等を、「市民と共有すること」です。

また、「進捗状況を定期的に、しっかり伝えること」、そして、「その活動を、政治の仕組みとして定着させること」も重要です。

ここでも、「市民と情報を共有すること」が、何より重要です。

この施策のメリットは、それをしっかり行なえば、少なからず、その数値が減ることです。

また、その地域に住む全ての人が「共通の目的」を持つことになるので、地域の団結が得やすくなりますし、地域がまとめやすくなります。

この取り組みのデメリットは、「数値を減らす方法」を考え、「数値目標」を決め、「実施計画」を立てるのに、時間と労力がかかることです。

また、市民と協力して、それを行なうためには、行政の適切なリーダーシップが必要になります。

実施例

これは、あくまで一例ですが、以下のように行なえば、市民の「社会意識」を高め、市民の「理解」と「協力」を得て、それらの数値を減らすことができると考えられます。

- ・対象地域の治安の状態（先ほど挙げた17の項目）を数値化し、図表をつくり、ホームページ等で公表する。
- ・数値を減らす方法を考え、数値目標を決め、実施計画を立て、それを公表する。
- ・実施する。PDCA サイクルを回す。
- ・17の項目の月間、年間の数値、また、活動の進捗状況を、自治体のホームページや機関誌等で公表する。
- ・地域の小・中・高校の道徳教育に、この活動を取り入れる。

「数値化」と「公表すること」に関しては、17の項目すべてを数値化し、公表した方がいいと思いますが、実施に関しては、重要度が高いと思われる項目に絞って、実施した方がいいかもしれません。

数値を減らすためには、「具体的な取り組み」が必要ですが、私は、家庭における道徳教育と学校における道徳教育を充実させることが、根本的に重要だと考えています。

ですが、地域の課題や状況は、それぞれ全く違うので、何をどのようにするかは、それぞれの自治体が、その自治体の実状に合わせて決める必要があります。

数値化する17の項目

1：社会の状況 計9項目

自殺死亡者数、いじめの認知件数、児童虐待相談件数、死亡事故発生数、完全失業率、ホームレス数、離婚件数、ひとり親世帯数、人口増減数

2：犯罪の認知件数 計8項目

「強盗」認知件数、「殺人」認知件数、「不同意性交等（強制性交等）」認知件数、「不同意わいせつ（強制わいせつ）」認知件数、「窃盗犯」認知件数、「放火」認知件数、「略取誘拐・人身売買」認知件数、「来日外国人による刑法犯・特別法犯」総検挙件数

上記の17の項目を数値化する理由は、これらが人間の幸せに、大きく関わっていると考えられるからです。

また、これらは、政府がネット上に公表しているので、新たに集計する必要がないからです。

また、項目が多すぎると分かりづらくなりますし、対策がしづらくなるので、17個に絞りました。

これらの項目は、政府が公表している治安に関するデータの中で、特に人間の幸せに関係していると、私は考えています。

離婚件数については、分かりづらいかもしれませんが、令和5年に起きた自殺の2割以上は、家庭問題が原因であることから、離婚（家族の不和）は、人の幸せに大きな影響を与えていると考えられます。

また、子供がいる夫婦が離婚をすると、夫婦の不和が、子供に、少なからず影響を与えてしまうので、子供の幸せに影響がでます。

また、ひとり親家庭も、両親がいる家庭と比べると、子育てに影響があるので、子供の幸せに関係していると言えます。

このような理由から、これらの数値を把握し、できるだけ減らす取り組みをすることは、とても重要であると考えています。 ※離婚そのものを否定しているわけではありません。

人口増減は、地方の自治体においては、非常に重要な課題です。

そのため、数値化し、ホームページ等で常に見られるようにしておくこと、また、学校教育で子供に教え、子供の頃から、そのことについて考えるようにしておくことは、とても重要だと考えます。

犯罪の認知件数については、人間の幸せに直結している重要な問題です。

それらを減らすためには、家庭と学校における道徳教育と、地域の啓蒙活動を充実させることが根本的に重要だと考えますが、犯罪の種類によって、取り組むことが少し違ってきます。

例えば、窃盗を減らすためには、経済対策が必要かもしれません。

「不同意性交等（強制性交等）」と「不同意わいせつ（強制わいせつ）」を減らすためには、「男女の人間関係のあり方」についての教育が必要だと思います。

「強盗」「殺人」「放火」については、家庭環境が悪い人に対する生活のサポート、育児の相談、生活相談が必要かもしれません。

また、市民の防犯意識を高める啓蒙活動も重要だと思います。

最後に

現在、「いじめ」「自殺」「児童虐待」は、社会問題として注目されていますが、改善する兆しが見えません。

恐らく、今行なっている取り組みを続けているだけでは、改善できないと思います。

私の提案は、この状況を打破するための新しい取り組みです。

この取り組みを継続して行ない、行政の「仕組み」として定着させることができれば、必ず成果が得られるはずです。

私は、この取り組みが、全国の市区町村、都道府県で行なわれるように働きかけています。

全国の市区町村、都道府県がこの取り組みをすることによって、日本全体の治安が良くなる、より良い社会が実現する。それが、私が期待していることです。

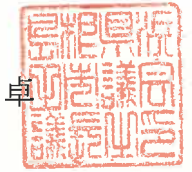
日本全体の治安を良くするために、是非、この施策を自治体の活動に取り入れていただきたいと思っております。

場合によっては、二つ目の提案は、実施するのが難しいかもしれませんが、一つ目の提案だけでも、是非、行なっていただきたいと思っております。

令和 7 年 2 月 14 日

総務文教委員長 芦 谷 英 夫 様
産業建設委員長 川 上 幾 雄 様

浜田市議会議長 笹 田



ぎかいポストに寄せられた意見等への対応協議について

ぎかいポストに寄せられた意見について、別添意見等一覧表を提供いたします。

お忙しいところ恐縮ですが、貴委員会にて議会としての対応をご協議いただき、協議経過及び結果を令和 7 年 3 月 10 日（月）15 時までにご報告くださいますようお願いいたします。

報告いただいた内容は、浜田市議会ホームページに掲載予定です。

ぎかいポストに寄せられた意見等対応報告

総務文教委員会

意見	対応経過及び結果
図書館の利用時間を 21 時にのばしてほしいです。	

令和 7 年 2 月 20 日

総務文教委員会 委員長 芦 谷 英 夫 様
福祉環境委員会 委員長 三 浦 大 紀 様
産業建設委員会 委員長 川 上 幾 雄 様

議会運営委員会

委員長 柳 楽 真智子



重要案件の意見交換会の案件の提出について

このことについて、令和 7 年 2 月 19 日の議会運営委員会において浜田市議会基本条例第 22 条に規定されている標記意見交換会の案件について見直すことを決定しました。

つきましては、下記をご確認の上、3 月 7 日（金）までにご回答をお願いします。

なお、提出された案件は、重要案件の意見交換会実施要領の規定に基づき、議会運営委員会で協議の上、決定します。

記

- | | | |
|---|---------|--------------------------|
| 1 | 提出案件数 | 2～3 件 |
| 2 | 提出案件の制限 | 特になし（現在の案件を継続することも可能です。） |

以上